

イ 公共下水道台帳の整備

勧告	図表番号																			
<p>【制度の概要等】</p> <p>下水道法第 23 条において、公共下水道管理者（公共下水道を管理する者をいう。以下同じ。）は、その管理する公共下水道の台帳（以下「公共下水道台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならないとされ、公共下水道台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができないとされている。</p> <p>また、「下水道台帳の調製について」（昭和 53 年 7 月 19 日付け都下企発第 73 号建設省都市局長通知）において、「下水道台帳は、公共用施設としての下水道の管理の適正化と下水道施設の適正な把握の基本となるとともに、下水道使用者の閲覧にも供されるものであるので、下水道施設全般の実態がわかるよう、法に基づき調製し、これを保管しなければならない」とされている。</p> <p>なお、下水の処理開始の公示事項等に関する省令（昭和 42 年厚生省・建設省令第 1 号）第 3 条において、公共下水道台帳は、調書と図面をもって組成するとされ、「下水道の管理の適正化について」（昭和 39 年 4 月 30 日付け都発第 52 号建設省都市局長通達）及び「下水道台帳の調製について」において、その作成要領及び様式が示されている。</p> <p>【現状及び問題点等】</p> <p>公共下水道管理者における公共下水道台帳の整備状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>① 調査した 19 市町における公共下水道台帳の整備状況をみると、i) 整備しているものが 18 市町 (94.7%)、ii) 整備していないものが 1 市町 (5.3%) みられた。また、整備されている公共下水道台帳の内容をみると、一部の調書又は図面が未整備であるなど、整備が不十分となっているものが 8 市町 (42.1%) みられた。</p>	<p>表(4)-イ-①</p>																			
<p>公共下水道台帳を整備していない市町では、独自に作成している施設台帳を法令台帳であると誤解して整備しており、当該台帳の内容をみると、管路の施設の位置及び敷設年度が記載されていないなどの状況がみられた。</p> <p>表 1 公共下水道台帳の整備状況 (単位：市町、%)</p> <table border="1" data-bbox="188 1653 1206 1825"> <thead> <tr> <th rowspan="3">調査対象</th> <th colspan="4">整備</th> <th rowspan="3">未整備</th> </tr> <tr> <th colspan="3">うち整備が不十分</th> <th rowspan="2">うち記載漏れ等あり</th> </tr> <tr> <th>うち一部の調書又は図面が未整備</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19(100)</td> <td>18(94.7)</td> <td>8(42.1)</td> <td>5(26.3)</td> <td>3(15.8)</td> <td>1(5.3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 ()内は、構成比である。</p> <p>② 公共下水道台帳の整備が不十分となっている 8 市町は、その理由について、i) 公共下水道台帳の整備に係る予算が不足しているため、ii) 事業初</p>	調査対象	整備				未整備	うち整備が不十分			うち記載漏れ等あり	うち一部の調書又は図面が未整備			19(100)	18(94.7)	8(42.1)	5(26.3)	3(15.8)	1(5.3)	<p>表(4)-イ-②</p>
調査対象		整備					未整備													
		うち整備が不十分			うち記載漏れ等あり															
	うち一部の調書又は図面が未整備																			
19(100)	18(94.7)	8(42.1)	5(26.3)	3(15.8)	1(5.3)															

期の施工図面が保存されていないためなどとしている。

なお、これらの市町は、公共下水道台帳の整備が不十分となっていることによる特段の支障はないとしており、その理由について、i)維持管理に必要な情報は、下水道事業（変更）認可申請書、設計図書等を参照すれば把握できるため、ii)必要な情報を住宅地図等へ書き込んで代用しているためなどとしている。

【所見】

したがって、国土交通省は、公共下水道の適切な維持管理を推進するため、市町村等に対し、公共下水道台帳の適正な整備が行われるよう、引き続き要請する必要がある。なお、その際、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。

表(4)ーイー① 公共下水道台帳の整備に関する規程等

○ 下水道法(昭和33年法律第79号)(抜粋)

(公共下水道台帳)

第23条 公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳(以下「公共下水道台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。

2 公共下水道台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令・環境省令で定める。

3 公共下水道管理者は、公共下水道台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

○ 下水の処理開始の公示事項等に関する省令(昭和42年厚生省・建設省令第1号)(抜粋)

(公共下水道台帳)

第3条 公共下水道台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。

2 調書には、公共下水道につき、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 排水区域の面積及び排水人口並びに排水区域内の地名
- 二 処理区域の面積及び処理人口並びに処理区域内の地名
- 三 供用の開始の年月日及び終末処理場による下水の処理の開始の年月日
- 四 吐口の位置及び下水の放流先の名称
- 五 管渠(取付管渠を除く。以下この条において同じ。)の延長並びにマンホール(雨水吐室及び伏越室を含む。以下同じ。)汚水ます及び雨水ますの数
- 六 処理施設の位置、敷地の面積、構造及び能力
- 七 ポンプ施設の位置、敷地の面積、構造及び能力
- 八 法第24条第1項の許可を受け、又は法第41条の協議に基づき設けられた施設又は工作物その他の物件(仮設のものを除く。以下同じ。)に関する次に掲げる事項
 - イ 名称、位置及び構造
 - ロ 設置者の氏名及び住所
 - ハ 設置の期間

3 図面は、一般図及び施設平面図とし、公共下水道につき、次の各号により調製するものとする。

一 一般図は、次に掲げる事項を記載した縮尺50,000分の1以上の地形図とすること。

- イ 市区町村名及びその境界線
- ロ 予定処理区域の境界線並びに処理区(合流式の公共下水道又は分流式の公共下水道の汚水管渠により排除される下水が2以上の終末処理場によつて処理される場合においてそれぞれの終末処理場により処理される下水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるものをいう。)、処理分区(流域関連公共下水道の予定処理区域内にそれぞれ流域下水道と接続する流域関連公共下水道の管渠が2以上ある場合においてそれぞれの管渠により下水を排除することができる地域で流域下水道管理者が定めるものをいう。以下同じ。)又は排水区(分流式の公共下水道の雨水管渠について予定処理区域内にそれぞれ吐口を有する排水系統が2以上ある場合においてそれぞれの排水系統により雨水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるものをいう。)の境界線及び名称
- ハ 排水区域及び処理区域の境界線
- ニ 主要な管渠及び吐口の位置並びに下水の放流先の名称
- ホ 処理施設及びポンプ施設の位置及び名称
- ヘ 方位、縮尺、凡例及び調製の年月日

二 施設平面図は、次に掲げる事項を記載した縮尺500分の1の平面図とすること。

- イ 前号イ、ロ、ハ及びヘに掲げる事項
- ロ 管渠の位置、形状、内のり寸法、勾配、区間距離及び管渠底高並びに下水の流れの方向
- ハ 取付管渠の位置、形状、内のりの寸法及び延長
- ニ マンホールの位置、種類及び内のり寸法

ホ 汚水ます及び雨水ますの位置及び種類

ヘ ランプホール の位置

ト 吐口の位置並びに下水の放流先の名称並びにその高水位、低水位及び平均水位

チ 排水施設に接続する道路の側溝、公共溝渠等（法第 10 条第 1 項の排水設備及びブルに掲げる施設又は工作物その他の物件を除く。）の位置、形状、内のり寸法及び名称

リ 処理施設及びポンプ施設の名称及び敷地の境界線

ヌ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、寸法、水位及び名称

ル 法第 24 条第 1 項の許可を受け、又は法第 41 条の協議に基づき設けられた施設又は工作物その他の物件の位置及び名称

ヲ 附近の道路、河川、鉄道等の位置

- 4 調査及び図面の記載事項に変更があつたときは、すみやかに、これを訂正しなければならない。

○ 「下水道の管理の適正化について」（昭和 39 年 4 月 30 日付け都発第 52 号建設省都市局長通達）
（抜粋）

- 3 下水道台帳の調製、保管について

下水道の台帳を調製、保管し、維持管理及び住民の利用に際して支障のないようにしておくこと。（法 23 条、規則 6 条、法 31 条、規則 7 条）

別添 下水道管理要領 （略）

- 3 公共下水道台帳及び都市下水路台帳について

公共下水道台帳及び都市下水路台帳については、法第 23 条、第 31 条、規則第 6 条及び第 7 条に定められているが、公共下水道の供用の開始又は都市下水路の指定後直ちに、次により調製すること。

- 1 公共下水道台帳

公共下水道台帳は調書と図面とする。

○ 「下水道台帳の調製について」（昭和 53 年 7 月 19 日付け都下企発第 73 号建設省都市局長通知）
（抜粋）

下水道台帳の作成については、従来昭和 39 年 4 月 30 日付け都市局長通達「下水道の管理の適正化について」により具体的な作成要領を示してきたところであるが、今後下水道台帳は別紙によって調製することもさしつかえない。下水道台帳は下水道の維持管理の基本となるものであるので、供用開始前であっても建設の完了した区域については可及的すみやかに、また既に供用を開始している区域について未調製のものについては計画的に調製を図るよう貴管下市町村に対し、その旨指導徹底方取り計らわれない。

別紙

下水道台帳は、公共用施設としての下水道の管理の適正化と下水道施設の適正な把握の基本となるとともに、下水道使用者の閲覧にも供されるものであるので、下水道施設全般の実態がわかるよう、法に基づき調製し、これを保管しなければならない。

下水道台帳には、公共下水道台帳、流域下水道台帳及び都市下水路台帳があり、これらは、調書並びに一般図及び施設平面図の図面をもって組成すべきものとされている。

台帳は、単に技術的な維持管理の基礎的資料となるばかりでなく、苦情処理、他の事業者等との協議、災害時などにおいて必要となる情報の収集等に役立つものであるが、従来、下水道台帳の整備状況は必ずしも十分とは言えない状況にあった。これは、下水道事業が下水道の普及、促進に力が注がれてきたこと、下水道台帳の調製に多くの努力、費用を要すること等の理由によると思われる。

第一 公共下水道台帳

1 台帳の内容

台帳には、下水の処理開始の公示事項等に関する省令（以下「省令」という。）第3条の規定に基づき、次のように記載しなければならない。

(1) 調書（略）

(2) 図面

図面は、一般図及び施設平面図とし、少なくとも次に掲げる事項を記載する。（略）

2 台帳の調製

台帳は、次のように調製しなければならない。

(1) 調書

調書は、少なくとも次に掲げるものを調製する。

① 総括調書

総括調書の様式例は、表1のとおりである。

② 管渠延長、マンホール及びます調書

イ 管渠延長調書

管渠延長調書の様式例は、表2のとおりである。

ロ マンホール及びます調書

マンホール及びます調書の様式例は、表3のとおりである。

③ ポンプ施設の位置、敷地の面積、構造及び能力調書

ポンプ施設の位置、敷地の面積、構造及び能力調書の様式例は、表4のとおりである。

④ 処理施設の位置、敷地の面積、構造及び能力調書

イ 処理施設の位置及び敷地の面積調書

処理施設の位置及び敷地の面積調書の様式例は、表5のとおりである。

ロ 処理施設の構造及び能力調書

処理施設の構造及び能力調書の様式例は、表6のとおりである。

⑤ 法第24条第1項の許可を受け、又は法第41条の協議に基づき設けられた施設、又は工作物その他の物件に関する調書

この調書の様式例は、表7のとおりである。

(2) 図面（略）

（注）下線は当省が付した。

表(4)－イ－② 公共下水道台帳が整備されていない例

市では、市が独自に作成した施設台帳を、下水道法に基づく公共下水道台帳であると誤解して整備していた。

独自の施設台帳には、施設別に設備の概要(材質、寸法等)が記載されているほか、取得価額、減価償却額等が記載されており、固定資産台帳と類似したものとなっている。

また、独自の施設台帳のうち、管路に係るものについては、路線名及び敷設年度が記載されていないため、維持管理に活用できないものとなっている。

（注）当省の調査結果による。